

帯広市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第24号

帯広市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「そう失」を「喪失」に改める。

第6条第1項中「及び宿泊料」を削り、「定額を」を「定額から」に改める。

第6条の2中「日当又は宿泊料（」を「日当（」に、「日当又は宿泊料の額を」を「日当を」に改める。

第14条中「定額により、これを支給する。」を「宿泊料定額の範囲内で実費に相当する額を支給する。」に改める。

第26条第2項中「当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上その職員の等級に係る旅費額によりがたい場合は、上位の旅費額」を「この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により困難である場合には、必要と認める旅費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。